

タイにおいて、自社工場（建物）に太陽光パネル等発電設備を設置する際の 関係法令と留意点について

世界的に低炭素、クリーンエネルギーが注視される中、タイでも、2021 年 8 月開催の国家エネルギー政策評議会（NEPC）において、「国家エネルギー計画枠組み」が承認された。国家的にクリーンエネルギーへの移行とカーボンニュートラル達成を目指す政策方針である。これに伴い、今後タイにおいて自社施設に太陽光パネル等発電システム（以下「太陽光パネル」とする。）の設置を検討する企業が増えることが予想される。このレポートでは、そのような既にタイ進出をした、もしくは今後進出を検討する日系企業に対し、太陽光パネルを設置する際の関係法令と留意点をまとめたものである。

1. 太陽光パネル設置の際の関係法令

自社工場に太陽光パネルを設置する際、確認が必要となるのは、「工場の種類、区分及び規模に係る省令（Ministerial Regulation）（B.E. 2563(2020)）」である。

本省令は、工業省（Ministry of Industry）により 1992 年に制定された「工場法」が、初めて 2019 年に改正され、約 30 年に渡って運用されてきた工場法が変更されたことに伴い、新たな工場法の定義に基づく工場の再分類が必要となり、上記の工場省令が公布されることとなったものである。

本省令によると工場は、以下の 3 種類に分類される。

- ・第 1 種指定工場：操業の要望があれば、直ちに操業開始できる工場
- ・第 2 種指定工場：操業前に届出が必要な工場
- ・第 3 種指定工場：事前に認可が必要な工場

本省令によると、1,000KW（1MW）より大きい発電をする太陽光パネルを設置する場合、その工場は、「発電工場」とみなされ、第 3 種指定工場に分類される。認可が必要な工場は、建設・都市計画局（Department of Public Works and Town & Country Planning）の認可を得なければならない。

一方、発電量が 1,000KW（1MW）以下の太陽光パネルの場合は、エネルギー規制委員会（Energy Regulatory Commission ; ERC）への届出は必要であるが、建設・都市計画局の認可を取る必要はない。

2. 太陽光パネス設置における留意点

発電量が 1,000KW（1MW）より大きい太陽光パネルを導入する場合、建設・都市計画局の認可を得なければならないということ、それはつまり、その場所に太陽光パネルを設置するに当たり、周辺地域にどのような影響が及ぶのかの確認がなされるということである。建設・都市計画局がその場所と周辺地域の調査を行い、例えば、太陽光パネルの設置場所が天然森林エリアに指定されていることが判明した場合、自然保護の観点から、設置による地域への影響を考慮し、何らかの規制・禁止が及ぶ可能性がある。

今回本レポートのため、2022 年 2 月に建設・都市計画局に認可に必要な手続き等を問い合わせたところ、建設・都市計画局の調査目的は主に、Roof Top Solar System（屋根設置型の太陽光パネル）の場合は、屋根の形状、パネルの重量を調査することであり、調査においては設置前の工場図面と設置後の工場図面の提出が必要である、との回答を得た。

パネルの大きさや重量に関しては、建設・都市計画局の認可とは別に、設置場所地域の地方自治体（例えば Subdistrict Administrative Organization や Municipality など）、および ERC への認可あるいは届出が関係する。パネルの大きさが 160 m²以下、及び総重量が 1 m²当たり 20 kg以下の場合、地方自治体や ERC への届出は必要となるが、認可を得る必要はない。一方、パネルがこれらの規定を超えた場合は、地方自治体や ERC の認可が必要となり、これらの認可が下りなければ、建設・都市計画局の認可も下りないことになる。一方、地上に設置する場合、以下の土地は太陽光パネル設置場所としてふさわしくないとされる。

- ・ 森林保護地区
- ・ 公園エリア
- ・ 水源
- ・ 住宅地/集落
- ・ 輸送ルート
- ・ 傾斜が 16 度を超える土地

以上のことから、1,000KW 以上の太陽光パネルを設置する場合、建設・都市計画局の認可を得なければならないが、提出先の建設・都市計画局の調査目的を確認し、それに基づいた必要書類等を用意の上申請を行えば、認可が下りやすいと思われる。

なお、今回この他にも様々な観点から調査を試みたが、場所による太陽光パネルの発電

量制限等はなく、また工場のエリアによって認可される発電量が異なることはなかった。

タイでは行政手続きが明確にルール化されていないことや、当局担当者の理解で手続きが変わることも多々ある。タイにおいて自社工場等施設に太陽光パネルを設置する場合は、計画している発電量に基づき、建設・都市計画局への申請（及び認可）の有無を確認し、また設置場所の自治体に都度相談し、適切な手続きを踏んで着手いただきたい。

以上

プラットフォームコーディネーター・ミニレポート

「タイにおいて、自社工場（建物）に太陽光パネル等発電設備を設置する際の
関係法令と留意点について」

（2022 年 3 月）

○作成：ジェトロ・バンコク事務所

中小企業海外展開現地支援（タイ・バンコク）・プラットフォーム

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター 前田 賢右

【報告書の利用についての注意・免責事項】本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所が前田賢右氏に作成委託し、2022 年 3 月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび前田賢右氏が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。